平成２６年（フ）第６６３号
東京都東久留米市南沢５丁目19番８―218号
債務者　栗田　祐希
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６５３号
東京都八王子市石川町1601番地１コーポ立川商事101号
債務者　石垣　隆二
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６２３号
東京都福生市大字福生2475番地
債務者　平本　富夫
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６２４号
東京都昭島市上川原町２―23―13―101、住民票上の住所東京都福生市大字福生2475番地
債務者　平本　純大
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１号
島根県隠岐郡隠岐の島町加茂363番地
債務者　ＮＯＴＳＵ　ＭＡＲＩＳＡ　ＥＤＥＲ（野津エデル，マリサ）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前11時
松江地方裁判所西郷支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第４６号
千葉県船橋市新高根３丁目17番４号　アルカディア新高根103号
破産者　遠藤　秀徳
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０９８号
名古屋市守山区川上町129番地
破産者　株式会社中部コンクリート工業所
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３０８号
名古屋市千種区法王町２丁目５番地
破産者　株式会社パール・加美山
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５号
兵庫県朝来市和田山町宮内28番地４
破産者　亡中島美佐男相続財産
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
岡山県笠岡市二番町１―２、開始決定時の住所岡山市北区大供本町448番地
破産者　株式会社岩澤製作所こと　岩澤　研司
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６号
青森市旭町３丁目14番15号
破産者　株式会社青管設備
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６６号
宮城県石巻市門脇字浦屋敷128―５　プログレス浦屋敷Ｂ―１、住民票上の住所宮城県石巻市新館１丁目６番24号
破産者　大森　壮晃
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１１２５号
山梨県大月市七保町下和田372番地１ファーストヴィレッジ106号
破産者　赤澤　美文
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５４号
岐阜市中鵜２丁目15番地２　コーポ浅井202号室
破産者　小川　恭護
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２０号
岐阜市北鵜４丁目12番地の２
破産者　有限会社象筆堂
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６８号
三重県伊勢市黒瀬町1705番地、前住所三重県伊勢市船江４丁目２番30号
破産者　中村　　忠
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
熊本市北区高平３丁目13番９号
破産者　革命青果株式会社
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係